

令和3年7月12日
 中国四国管区行政評価局

広島合同庁舎の入居官署職員の適切な喫煙対策の実施 — 広島市喫煙制限区域内における不適切な喫煙の防止策を徹底 —

中国四国管区行政評価局のあっせんを受け、広島合同庁舎に入居する国の官署（以下「入居官署」という。）21機関のうち、喫煙者がいる20機関で、勤務時間中の喫煙に関する職員への指導の徹底等が図られました。また、8月以降、広島合同庁舎の敷地内に特定屋外喫煙場所が設置されることが決まりました。

総務省中国四国管区行政評価局（局長：平野真哉）は、民間有識者を構成員とする「行政苦情救済推進会議」（座長：片木晴彦広島大学大学院人間社会科学部教授）の意見を踏まえ、令和3年2月19日、広島合同庁舎の入居官署21機関（注1）に対し、勤務時間中の喫煙に関する職員への指導の徹底や、禁煙サポートの充実等についてあっせんしました。

これを受けて、令和3年5月25日までに、入居官署21機関のうち、喫煙者がいる20機関から、次表の1～3のとおり、措置を講じた旨の回答がありました。

当局のあっせん内容	主な回答
1 勤務時間中（休憩時間を含む。）の喫煙について、服務規律や広島市の条例等を遵守するよう職員に対する指導を徹底すること。	職員に対し、勤務時間中（休憩時間を含む。）の喫煙について、服務規律の遵守、指定喫煙場所での喫煙（条例遵守等）について、文書、メールにより伝達など（20機関）
2 研修の実施や健康診断等の機会の活用により、喫煙が健康に与える影響等についての情報を職員に提供すること。	共通ネットワーク内掲示板に、厚生労働省開設サイト（e-ヘルスネット）内の喫煙による健康影響に関する情報を掲載など（19機関）
3 禁煙を希望する職員に対する医師等の専門家によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介等の禁煙サポートの充実を図ること。	禁煙を希望する職員に対し、①健康管理医等によるカウンセリングを実施、②禁煙治療に健康保険が適用される医療機関を教示など（19機関）

また、広島市喫煙制限区域（注2）内である庁舎周辺への迷惑を防止する観点から、8月以降、広島合同庁舎の敷地内に特定屋外喫煙場所が設置されることが決まりました。



【本件照会先】
 首席行政相談官 高橋 慎治
 電話：082-228-6174
 F A X：082-228-4955
 E-mail：cgk32@soumu. go. jp

(注1) 広島合同庁舎の入居官署21機関

人事院中国事務局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所、警察庁中国四国管区警察局、総務省中国四国管区行政評価局、法務省広島矯正管区、法務省広島法務局、財務省中国財務局、国税庁広島国税局、国税庁広島国税不服審判所、厚生労働省中国四国厚生局、厚生労働省広島労働局、厚生労働省広島中央労働基準監督署、農林水産省中国四国農政局広島県拠点、経済産業省中国経済産業局、国土交通省中国地方整備局、国土交通省中国運輸局、国土交通省国土地理院中国地方測量部、気象庁広島地方气象台、環境省中国四国地方環境事務所広島事務所、防衛省中国四国防衛局、自衛隊広島地方協力本部


(注2) 広島市喫煙制限区域

広島市は、「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」(平成15年7月10日条例第47号)に基づき、喫煙により他人の身体を害する行為を防止することが特に必要であると認められる区域として、喫煙制限区域を指定しています。喫煙制限区域内の屋外の公共の場所においては、指定喫煙場所(管理者が設置し、又は設置を許可した灰皿のそば)を除き、喫煙が禁止されており、違反者には罰則(2万円以下の過料)が科せられています。

広島合同庁舎は喫煙制限区域内に所在しており、周辺の道路、公園等の屋外公共用地での喫煙が禁止されています。広島合同庁舎周辺の屋外公共用地における指定喫煙場所は次の3か所です。

- ① 広島翔洋テニスコート北側歩道喫煙所
- ② 広島城東側入口喫煙所
- ③ 京口門公園喫煙所

美化推進区域・喫煙制限区域

 美化推進区域及び喫煙制限区域





美化推進区域

ばい捨てや落書きなどを防ぎ、美観を保つことが特に必要な区域



喫煙制限区域

喫煙による他人の身体を害する行為を防ぐことが特に必要な区域

美化推進区域と喫煙制限区域は同じエリアです。

